家畜保健衛生所情報

令和８年９月28日

渡り鳥の飛来が本格化する前に

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策徹底をお願いします！

昨シーズン、家きん農場では、10 月 22 日に北海道で高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、本年 4 月 22 日までに 16 道府県 24 事例が確認され、約 576 万羽が殺処分の対象となりました。

疫学調査では、発生家きん舎において、**手指の洗浄・消毒等の人の衛生管理**や、**家きん舎の壁面破損の修繕等の野生動物侵入防止対策**に不備が認められ、これらが感染リスクとなった可能性が指摘されています。また、ウイルスに汚染された粉じん、羽毛等を介した家きん舎へのウイルス侵入の可能性も指摘されています。

近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いており、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高い状況です。

家きん飼養者の皆さまにおかれましては、発生予防対策の徹底をお願いいたします。

また、家きんの観察を毎日行い、**異常が確認された場合はただちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします**。

詳しい情報は下記ホームページについてもご確認ください。

農林水産省「鳥インフルエンザに関する情報」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

＊＊

大阪府家畜保健衛生所　〒598-0048　泉佐野市りんくう往来北１－５９
TEL　072-458-1151　　FAX　072-458-1152

＊＊